

事業者の暴力団排除モデル契約条項

(反社会的勢力の排除)

- 第〇〇条 発注者及び受注者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 発注者又は受注者の一方について、前項の確約に反した場合には、その相手方は、何らの催告をすることなく、この契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。